

令和 7 年度第 5 回農業委員会総会議事録

開会月日		令和 7 年 8 月 25 日（月）		開議の時刻		午前 10 時 37 分	
場 所		市総合会館 3 階 3 0 3 会議室		閉議の時刻		午前 11 時 31 分	
議 長		東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席	
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃	
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃	
	4	山下 正行	〃	1 0	松本 禮子	〃	
	5	杉浦 勉	〃	1 1	久保田 節子	〃	
	6	藤野 香織	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席	
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃	
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃	
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃	
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃		
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃	
		長谷部 高治	〃				
	議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		横田 信行	出 席				
副主幹		荒能 豊	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 5 番 杉浦 勉 委員 6 番 藤野 香織 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 1 番の案件について、農業委員の藤野委員が議事参与の制限に該当した。 大岡地区・高橋委員より、1 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自己所有地に隣接しており、一体利用により効率化を図るため、渡人は人手不足で管理しきれないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字正代在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は実家が農家であり興味があった。仕事を退職したことにより、農作業をやりたいため、渡人は受人が農家をしたいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、さいたま市在住の申請人（受人）より、大字古凍在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は家庭菜園として利用するため、渡人は手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、神奈川県相模原市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑 2 筆：田 1 筆）を、太陽光発電パネル設置のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電パネル設置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 島田委員より、市に太陽光発電設備に関する条例があるが、条例による必要な手続きの進捗と、住民説明会で指摘を受けた問題点なども分かるように資料に記載してほしい旨の意見が出た。また、この案件についての条例に関する進捗状況について質問がなされた。 事務局より、条例の進捗状況と住民説明会で出た問題等については次回以降資料に掲載する。また、本申請の条例の進捗状況について、市環境政策課との事前協議は終了し、住民説明会も終了している段階であり、住民説明会でも問題があったことは聞いていない旨の説明がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 2 番の案件について、農地利用最適化推進委員の高橋（仟）委員が議事参与の制限に該当した。
--	--

	高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字正代在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 3 番の案件について、農地利用最適化推進委員の高橋（仟）委員が議事参与の制限に該当した。 高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、高坂 3 丁目在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、大字上野本在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 野本地区・関根委員より、5 番の申請について、桶川市在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなさ
--	---

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件 議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願確認の件	れた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、6 番の申請について、大字今泉に所在する法人としての申請人（受人）より、大字今泉在住の申請人（渡人）が、大字今泉地内に所有する農地（畑 1 筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について 農業委員の松本委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願確認の件について 議長は事務局に説明を求める。 1 番の申請について 事務局より、当該生産緑地の主たる従事者が死亡したため、生産緑地法第 10 条に基づき市に生産緑地の買取り申し出をするため、死亡した者が主たる従事者であったことを農業委員会に証明してもらうものである。
--	---

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件	なお、代理人を通じ死亡した者が主たる従事者であったことの確認と、市都市計画課に当該生産緑地が生産緑地として問題ないことを確認している旨の説明がなされた。 また、高坂地区の鹿田委員より、現地調査の結果、現地は農地として保全管理されている旨の報告がなされた。 島田委員より、本案件について農地法第3条の3にある相続による所有権移転の届出が提出されているか確認がなされた。また、死亡または故障の生じた人が当該生産緑地の主たる従事者であったことの確認方法について、今後主たる従事者についての証明願が増加することが想定されるので、事務局として確認方法をルール化した方が良いとの意見が出た。 事務局より、農地法第3条の3の権利取得の届出について、相続により所有権は移転しているが届出の提出はされていないので、提出するよう指導する旨の回答がなされた。 また、主たる従事者であったことについての確認方法のルール化について、どのように確認するか検討する旨の回答がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明を交付することを確認した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第3条の3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、4 件を確認する。 農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、4 件を確認する。 農地法施行規則第29条第1項届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 解除条件付貸借にかかる報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。
---	--

その他	農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和7年9月25日（木） 午前10時20分～ 会 場 市総合会館3階 303会議室 午前11時31分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和7年度第5回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和7年9月25日 議長 久保田 節子 委員 杉浦 勉 委員 藤野 香織
------------	---